

倉吉記者クラブ加盟社 御中
鳥取中央有線放送株式会社 御中

発信元	琴浦町
担当課	すこやか健康課
担当者	後藤 法子
連絡先	0858-52-1705
令和7年10月3日（金）	

～電気の使い方がフレイルのリスクを教えてくれる～ 電力データとAIを活用したフレイル検知サービスの事業を開始

- 自宅の電気の使い方の特徴をAIが分析し、フレイルリスクの高い人を把握する事業を開始
- 客観的データをもとに一人暮らし高齢者のフレイルリスクを把握し、早期に介護予防事業等の社会資源につなげ、健康で自立した生活を取り戻す
- 登録費用や新たな機器の設置等も不要で、登録後は普段通り生活するだけ。フレイルリスクが高くなった際に、役場職員が様子を伺いに訪問

1 事業紹介・目的

琴浦町では、高齢者のフレイル（心身の虚弱）を早期に発見・予防し、健康寿命を延伸することを目指して、電力データを活用したフレイル検知サービス事業を令和7年7月より開始し、現在（9月末時点）、52名が登録中です。

本サービスは、75歳以上の一人暮らしの方を対象とし、自宅の電力使用データの変化からフレイルリスクをAIが分析し、フレイルリスクを検知した場合は役場から本人に知らせ、必要に応じて介護予防事業等の社会資源につなげ、健康で自立した生活を取り戻すサポートをするものです。県内初となる取り組みであり、早期のフレイル予防により健康寿命が延伸し、長く地域で住み続けられることが期待されます。

また、町としても、これまでアプローチや把握が難しかった層との接点ができ、早期に効率的・効果的な個別支援の推進につながることを期待しています。

2 導入の背景

- フレイルが進んでからの相談が多い（把握した時点ですでに要支援・要介護の状態であり、支援が後手に回る）
- 既存事業への参加がない人の把握やアプローチの難しさ
- 一人暮らしの人は客観的な視点が入りにくく、フレイルの進行に気づきにくい
- 限りあるマンパワーで効率的かつ効果的な高齢者支援の必要性

3 事業概要

- (1) 対 象 者 琴浦町に住所のある 75 歳以上の一人暮らしの人
(要介護・要支援認定のある人や介護予防事業参加者は除く)
- (2) 定 員 100 名
- (3) 登録費用 無料
- (4) 登録方法 電力契約者本人からの登録申し込み

4 サービスの仕組み

別紙（登録者募集のチラシ）参照

5 今後の展開

現在のサービス登録者は、月 1 回、電力データの AI の分析結果が「e フレイルナビ」を通じて役場に報告されます。フレイルリスクが検知された登録者には、職員が訪問し生活状況や心身の状態を確認の上、必要に応じて介護予防事業の紹介や多職種連携による支援の検討等を行い、フレイル予防のサポートを行っていきます。

6 連携企業・団体

- ・ 中部電力株式会社（e フレイルナビシステムの提供）
- ・ 鳥取県後期高齢者医療広域連合（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業）

7 補足資料（別添）

- ・ 登録者募集のチラシ

電力データを活用したフレイル検知サービス 登録のご案内

本事業は75歳以上の一人暮らしの方を対象に、琴浦町が令和7年度から行う新規事業です。
一人暮らしをされていて、このような心配はありませんか？

○今は大丈夫だけど、今の生活習慣で今後も元気に暮らしていけるかな？

○面倒で最近は外出しなくなったかも？生活も不規則になりがち。

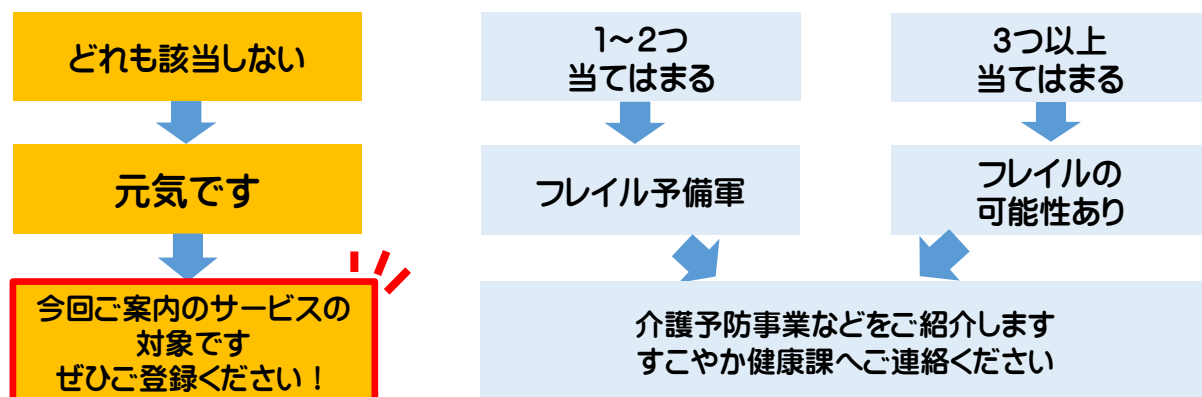
これからも末永く健康に暮らせるよう、今から準備を始めましょう。

元気なあなたがこのサービスの対象です

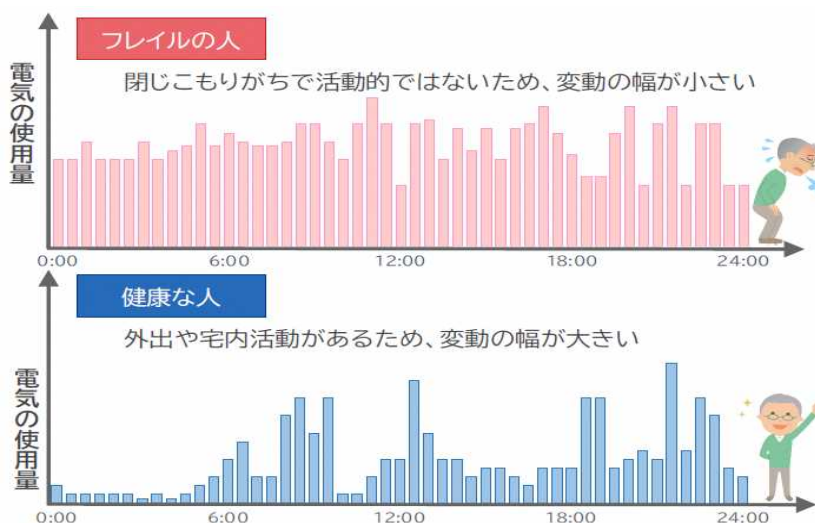
①まずは下記の5つの項目でフレイルチェックしましょう

- ☐ 半年で2kg以上の体重減少がある
- ☐ ペットボトルのふたが開けにくくなった
- ☐ 疲れやすく、何をするのも面倒に感じる
- ☐ 歩く速度が遅くなった
- ☐ 家であまり動かない。週1回以上外出しない

②5項目のうち何項目当てはまりましたか？



電気使用量の波形で生活・活動の変化がわかります



フレイルのリスクが高まったときや生活が不規則になったときに、検知しお知らせします

登録後は、普段どおり生活するだけです

サービスの仕組み

1

電力スマートメーターで
30分毎の電気の使用量を把握



普段通りに生活するだけ

2

フレイルリスクが
高い方がいないか確認

琴浦町役場
すこやか健康課



3

すこやか健康課職員が
お声かけします



あなたの電気の使用量を
コンピュータが分析

対象者 75歳以上の一人暮らしの方で、要介護・要支援認定を受けてない方、
介護予防事業（はればれ・いきがい）に参加していない方

参加費用 無料

定員 100名（先着順）

参加方法 電力契約者ご本人からの申し込み

このサービスの良いところ

- ◆ 新しい機器を購入・設置する必要なく、参加費用は役場が全額負担
- ◆ 普段通りに暮らすだけで、参加者本人に負担がない
- ◆ フレイルのリスクが高くなったり、生活が不規則になった時、自分から相談に行かなくても、役場職員が様子を伺いに来てくれるので安心して暮らせる

お申込み方法

1 すこやか健康課窓口に行く



本庁舎4番窓口です

下記書類をご持参ください

2 申込書類を書いて出す



たった

約10分で完了！

持って来ていただくもの

- ◆ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ◆ 同封の「申込書 兼 同意書」 ※未記入のままで可

【お問合せ先】 琴浦町役場すこやか健康課 健康推進係

電話：0858-52-1705

ファクシミリ：0858-52-1524

E-mail：sukoyaka@town.kotoura.tottori.jp

メール用 →
二次元コード

